

第 6 章 景観形成の推進方策

景観法に基づく規制・誘導の取組みに加えて、市民・団体・事業者・行政が連携して良好な景観の形成を推進する「景観まちづくり」として、以下の景観施策に取り組めます。

①景観づくりに対する意識啓発

多くの市民・団体・事業者などが景観への関心を持ち、地域の景観形成に関わっていくような気運を高めるため、本市の景観の特徴や景観資源の魅力、本市の取り組む景観施策などにつきましては、市の広報やホームページなどでの発信に努めます。また、景観に関するフォーラムやワークショップなどの開催、「貝塚学」などの取組みを活かした景観学習の実施、SNS を活用した市の景観の PR、観光・交流施策と連携したイベントなどを通して“景観づくり”の担い手を育成しながら“景観まちづくり”を進め、美しい貝塚を継承していきます。

②協働の景観づくりの仕組みづくり

地域の景観の価値や魅力を共有し、将来のまちづくりへの共感を通じて景観まちづくりの取組みが広がり、さらに地域での担い手の育成にもつながるように、景観意識の啓発とともに、市民などによる「(仮称) 景観まちづくり団体」の認定と活動支援の仕組み等について検討します。

③景観資源などの保全・活用の支援の仕組みづくり

歴史的な街並みを形成する建築物や地域を特徴づける建造物、あるいは地域のシンボルとなっている樹木など、地域において重要な景観資源の保全と活用に向けて、例えば資源登録の掘り起こしと顕彰（景観資源登録など）の制度、所有者や管理者への相談・支援窓口の設置、所有者や管理者同士の連携や情報交換の場や機会づくり、保全や改修に対する技術的支援などについて検討します。

あわせて、景観重点地区に指定された地区については、良好な景観形成に寄与する行為（生垣による緑化、建築物の外観変更等）に対するインセンティブ制度の創設について検討します。

④関連施策との連携

景観行政団体として景観計画に基づき景観施策を推進するとともに、文化財、教育、観光、コミュニティ、環境、公共施設整備など関連する分野・テーマの施策や事業とも連携して、多様な観点から景観形成につながる取組みを推進していきます。このため、庁内や関係機関などとの連絡・連携体制の構築にも取り組めます。

あわせて、「都市景観ビジョン・大阪」（平成 30 年、府策定）に基づく景観形成の取組みも鑑みつつ、府との協力体制のもと府・市・市民の方々と連携を図りながら各種啓発活動に取り組むこととします。

⑤公共施設の景観整備

市の公共施設につきましては、景観形成の先導役となるよう、景観に十分配慮してその整備、維持・管理を図ります。併せて、他の団体・機関などの施設につきましても、景観計画に即して良好な景観形成に資するよう助言や指導に取り組みます。

さらに公共施設のデザイン向上に向けて、専門家が積極的に関与することができ、法に基づく通知のみならず事前協議を通じて助言することができる仕組みを検討します。

⑥景観アドバイザー

景観形成基準は、景観上の不調和を生じさせないための最低限のルールです。設計者などに創造性を発揮してもらい、より質の高い建築物などのデザインを誘導するため、建築デザインなどの専門家を「景観アドバイザー」として位置づけ、事前相談や事前協議を通じてよりよい景観の創造につなげていくような仕組みを整備します。

⑦景観計画の見直し

今回策定した景観計画に基づいて、景観行政団体として主体的に市内の景観形成、協働による景観まちづくりを促進していきます。今回の策定は第1ステップであり、今後、景観重点地区の指定や景観資源の保全・活用など、より実効性の高い景観づくりに向けて段階的に見直し、充実を図っていきます。

景観づくりは長い年月をかけて醸成されていくものであり、今後、社会情勢の変化、上位関連計画の改定、市民ニーズの変化などを踏まえて、概ね5年ごとに計画の妥当性を精査・検証したうえで、必要に応じて計画を見直します。